

所得の種類と計算方法

所得金額は10種類あり、一般に収入金額から必要経費を差し引いた金額です。(下表「所得の種類と計算の方法」参照)

なお、市県民税は前年中所得を基準に計算します。

所得の種類と計算の方法			
	所得の種類		所得の計算方法
1	利子所得	公社債、預貯金などの利子	収入金額＝所得金額
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額-株式等の元本取得のために要した負債の利子＝所得金額
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額-必要経費＝所得金額
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額-必要経費＝所得金額
5	給与所得	サラリーマンの給料など	下表①給与所得速算表を参照してください
6	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額-退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額
7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額-必要経費-特別控除額＝所得金額
8	譲渡所得	土地・建物・株・機械などの財産を譲渡した場合に生じる所得	収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除額＝所得金額
9	一時所得	保険の満期返戻金、懸賞に当たった場合等に生じる所得	収入金額-必要経費-特別控除額＝所得金額
10	雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	公的年金等
			公的年金等以外
			下表②公的年金等の雑所得速算表を参照してください
			公的年金等以外の雑所得の収入-必要経費＝所得金額

※1 合計所得金額とは、上記所得の繰越控除前の合計額です。

※2 総所得金額とは、上記所得のうち、山林所得、退職所得を除いた所得の繰越控除後の合計額です。(分離課税分を除く)

※3 総所得金額等とは、総所得金額に、山林所得、退職所得を加えた所得の繰越控除後の合計額です。

ただし、市県民税においては、分離課税の退職所得は除いて計算することになっています。

① 給与所得速算表

令和2年分以降

給与の収入金額	整理額	給与の所得金額
551,000円未満		0円
551,000円以上 1,619,000円未満		(収入金額) - 550,000円
1,619,000 円以上 1,620,000円未満		1,069,000円
1,620,000 円以上 1,622,000円未満		1,070,000円
1,622,000 円以上 1,624,000円未満		1,072,000円
1,624,000 円以上 1,628,000円未満		1,074,000円
1,628,000 円以上 1,800,000円未満	①(収入金額) ÷ 4,000 = A ②A × 4,000 = (整理額) Aについては、小数点以下切り捨て	(整理額) × 0.6 + 100,000円
1,800,000 円以上 3,600,000円未満		(整理額) × 0.7 - 80,000円
3,600,000 円以上 6,600,000円未満		(整理額) × 0.8 - 440,000円
6,600,000 円以上 8,500,000円未満		(収入金額) × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000 円以上		(収入金額) - 1,950,000円

② 公的年金等の雑所得速算表

令和2年分以降

年齢(12月31日現在)	公的年金等の収入額の合計額(A)	公的年金等所得額
65歳未満の人	130万円未満	(A)－60万円
	130万円以上 410万円未満	(A)×0.75－27万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85－68万5千円
	770万円以上	(A)×0.95－145万5千円
	1,000万円以上	(A)－195万5千円
65歳以上の人	330万円未満	(A)－110万円
	330万円以上 410万円未満	(A)×0.75－27万5千円
	410万円以上 770万円未満	(A)×0.85－68万5千円
	770万円以上	(A)×0.95－145万5千円
	1,000万円以上	(A)－195万5千円

※年齢計算に関する法律により誕生日の前日に満年齢を迎えることとなります。

※65歳未満、65歳以上を問わず、A(公的年金等の収入金額)以外の所得が1,000万円超～2,000万円以下の時は、上記の所得金額に+10万円となります。

A(公的年金等の収入金額)以外の収入が2,000万円以上の場合は上記所得額+20万円となります。